

淀川水系流域委員会

ダムWG殿

2004. 10. 5

佐川克弘

ダムの審議にお金の心配は無用

第6回ダムWGに於いてリーダーを務められる今本博健氏から「仮に流域委員会が治水に関してダムを止めてダム以外の方法を選択したら（河川管理者である）滋賀県が河川整備をしなければならないが、果たして滋賀県にそのお金があるのだろうか。そのことを考えると我々は輕輕に意見書を纏めることが出来ない。」との発言があり、それを受けて委員各位は流域委員会の委員としての責任の重さを痛感する発言が続きました。私は今本リーダーをはじめ委員各位の真剣なお気持ちに率直に敬意を表するものであります。

しかし私は流域委員会はお金の心配をする義務は全くないので、その懸念は基本的に無用であると考えます。その理由を以下に述べます。

(1) 滋賀県にはお金があります。

委員各位の懸念の前提は国にはお金があるが、滋賀県にはお金がないということにあります。確かに「3割自治」と言われて久しく、昨今これを改善するため所謂「三位一体改革」が喧伝されています。地方自治体の財政危機が叫ばれていることも事実です。

しかし財政再建団体に転落することが懸念されている大阪府の例を見ても安威川ダムは（利水を棚上げにしているものの）工事は立派に継続されているのです。限られた公共事業費の中でも府民の命を守る治水事業であると位置づけているのでしょう。（滋賀県の公共事業費がゼロであるはずはないのです。）

公共事業の優先順位を決定し、貴重なお金をどう使って行くかの判断は滋賀県知事に任せればよいのであって、それは流域委員会の守備範囲でないことも明らかです。

(2) 果たして国にはお金があるのでしょうか。

『過去の借入金の累積である国と地方の長期債務残高は、2004年度ついに719兆円に達し、GDP比で1.4倍を上回る見込みである。先進諸国の中では、対GDP比で見た債務残高もその伸び率も群を抜いて高い。2004年6月25日に財務省が発表した2003年度の数値では、内国債が約556兆円、借入金が約61兆円、政府短期証券が約86兆円あり、これらを合計した国の借金残高は約703兆円に達した。』（金子勝「粉飾国家」講談社現代新書）

日本の実態は上の通りです。ですからある日突然「全国民の資産は全て無効とする。そしてこれを国の借金の返済に充当することにする。」との政府特別声明が発せられ、敗戦直後の「預金封鎖」をはるかに上回る強硬処置により銀行預金はもちろん生命保険も無効ですから万一の際でも保険金は降りない、火事に見舞われても火災保険金も降りない、株券もただの紙切れと化し不動産も全て取り上げられる事態が絶対起こらないと誰も保証できない「ガケツブチ」に立たされているのです。

それでは何故このような事態になってしまったのでしょうか？歳入を上回る歳出を続けてきたことが原因であることは明らかです。そしてその多くが治水・利水を

含む公共事業であったことも明らかで、今後もこのまま継続できるか疑問です。

このように国にはお金があるように見えても実はお金はないと言えるのです。従って今後せつかく決めた「河川整備計画」が予算が確保できないので計画通り実施出来ないことだってあり得ないことではないのです。そのときどのように対応するかは行政の責任であって流域委員会の守備範囲でないことも明らかです。

要するに流域委員会の任務は、お金の心配は“心の片隅”におきながら、守備範囲に忠実に審議を進めればよいのではないのでしょうか。

(3) 利水審議の重要性

今般のダムWGに於いて傍聴者から重要な指摘がありました。それは近藤ゆり子氏の意見です。会議の冒頭「毎日新聞の報道はフライイングである。」とのリーダーからの発言がありましたが、それにも拘わらず近藤氏の意見は重要であることは変わりません。

それは利水目的が失われれば丹生ダム、川上ダム建設の法的根拠が失われると指摘されているからです。そして（私が度々意見を寄せさせていただいた通り）丹生ダム・川上ダムに限らず）建設中の全てのダムは、貴委員会の「意見書」に照らして利水目的は成立する余地が皆無だからです。（例えば10月1日付「建設中のダム」と利水」を参照して下さい。）

それだけではありません。「琵琶湖の水位低下抑制」と「異常渇水時の緊急水の補給」に関連して河川管理者は“これが流域委員会で認知されたら、必要な事業費は治水費として支出することになるだろう。”との説明がありました。そもそもダムに水を溜めることが「治水」となるのでしょうか。「特定多目的ダム法」第2条には

「『多目的ダム』とは、建設大臣が河川法第9条第1項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道に供されるものをいい・・・」

と規定されています。

緊急水が「発電、水道又は工業用水道に供される」とは認められません。従って丹生ダムは、このことから法律違反の疑いがあると考えます。私は法律の素人ですから、寺田委員・山村委員が責任を以てこの問題に対する見解を明らかにされることを期待致します。

以上